

平成29年10月

委員協議会議事録

松本市農業委員会

平成29年10月 松本市農業委員会 委員協議会 議事録

1 日 時 平成29年10月30日（月）午後1時29分から午後3時06分

2 場 所 議員協議会室（東庁舎3階）

3 出席委員 45人

1番	柿澤 潔	2番	丸山 敏郎
3番	森田 大樹	4番	北川 和宏
5番	百瀬 芳彦	6番	岡村 時則
7番	上條 陽一	8番	上條信太郎
9番	河野 徹	11番	三村 和弘
12番	太田 辰男	13番	中島 孝子
14番	荒井 和久	16番	波田野裕男
17番	赤羽 隆男	18番	竹島 敏博
19番	丸山 寛実	20番	上條萬壽登
21番	小林 弘也	22番	塩原 忠
23番	古沢 明子	24番	上内 佳朋
25番	柳澤 元吉	26番	波多腰哲郎
27番	田中 悦郎	29番	橋本 実嗣
30番	小沢 和子	31番	竹内 益貴
32番	窪田 英明	33番	上條英一郎
35番	伊藤 素章	36番	忠地 義光
37番	百瀬 文彦	38番	小松 誠一
39番	菅野 訓芳	40番	百瀬 貞雄
41番	前田 隆之	42番	青木 秀夫
43番	萩原 良治	44番	波場 秀樹
45番	百瀬 秀一	46番	金子 文彦
47番	三村 晴夫	48番	上條 信
49番	赤羽 米子		

4 欠席委員 3人

15番	細田 範良	28番	伊藤 修平
34番	百瀬 道雄		

5 協議事項

- (1) 平成29年度家族経営協定締結の取組みについて
- (2) 平成29年度利用状況調査結果及び利用意向調査の実施について
- (3) 平成29年度農業者年金の加入推進について

6 報告事項

- (1) 農地法施行規則第17条第2項の規定に基づく別段面積の設定について
- (2) 9月定例部会報告
- (3) 主要会務報告

7 その他

8	出席職員	農業委員会事務局	局長	窪田	京子
		〃	局長補佐	板花	賢治
		〃	局長補佐	小西	えみ
		〃	担当係長	齋藤	信幸
	農政課		主査	松村	豪治
		〃	主任	大塚	留誠
	松本農業改良普及センター	課長補佐		西嶋	秀雄

9 会長あいさつ 小林会長

10 会議の成立 農業委員会等に関する法律第21条第3項により成立

11 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第3条により小林会長が議長に就任

12 議事録署名委員の指名及び書記の任命

〔議事録署名委員〕 4番 北川 和宏 委員

5番 百瀬 芳彦 委員

〔書記〕 板花局長補佐、小西局長補佐

13 会議の概要

議長

本日の議案についてですが、農地部会に10件の議案が提出をされております。このうち議案第103号「農用地利用集積計画の決定の件」並びに第104号「農用地利用配分計画案の承認の件」については、農業振興部会にそれぞれ事前の内容審査を付託をいたします。農業振興部会では内容審査を行い、意見を集約の上、農地部会に報告をしてください。

続きまして、協議事項に入ります。

初めに、協議事項1、平成29年度家族経営協定の取組みについて、農政課の説明をお願いします。

大塚さん。

大塚（農政課）

皆さん、こんにちは。農政課、大塚と申します。本日は家族経営協定締結推進のお願いに上がりました。

協議事項1といたしまして、1ページ目ごらんいただきたいと思います。

本日、市の封筒に入れまして、こちらのようなものになるんですけども、皆様のお手元にこちら、封書を配付しておりますので、こちらをあわせてご確認をいただければと思います。

封筒の中には、チラシといたしまして、ピンクかブルー、イエローのチラシが3枚です。これ、色の違いに意味はございませんので、同じものになりますけれども、こちらが3枚と、報告書用紙といたしまして、予定者報

告書が1枚入っております。それから、推進対象者の参考名簿が1部入っております。こちら、入っていない方いらっしゃいますでしょうか。大丈夫でしょうか。ありがとうございます。

では、着座にてご説明いたします。失礼いたします。

家族経営協定なんですけれども、既にご存じの皆様が大変多いかと思うんですけれども、こちらはカラー刷りのチラシにありますとおり、農業経営や生活の目標、役割分担を家族みんなで話し合いました、家族間でつくったルールを書面にあらわすものになっております。

締結を希望されるご家族には、現在の農業と生活の状況について、まずお話し合いをしていただきまして、よりよい労働環境を整えるために、今できることを書面にまとめていただきます。チラシ、カラー刷りのチラシにありますけれども、その裏側に見本といたしまして、「松本家の農業と暮らしの協定書」というところがありますが、こういったようなイメージですね。こういった形で書面にするというものになります。

こちら、書面は形式は決まっておきませんので、こちらをつくっていただくと、家族単位で認定農業者になれたり、条件が合えば、配偶者や後継者の方が農業者年金の保険料の助成を受けることができます。

また、今年度より市の単独補助事業といたしまして、松本市未来を担う農業経営者支援事業が創設されましたが、こちらの家族経営協定を締結されたご家族内に女性の農業者がおられる場合、この補助事業が優先的に活用できるというメリットがふえました。

推進の参考といたしまして、認定農業者の中で家族経営協定を締結していない方の一覧を同封しております。こちらは、あくまでも参考になりますので、若い後継者がいらっしゃったり、配偶者が就農されたりといったご家族の状況を考慮していただき、推進にご活用ください。

今年度新規で認定取られた方は、星マークがついておりますので、ごらんいただければと思います。

こちらのリストに載っていない方も、もちろん締結できますので、該当されるような方がいましたら、お勧めしていただければと思います。

協議事項の1ページに今後の日程ということで書かせていただいておりますけれども、本日ご説明をさせていただきますと、1カ月後、11月30日までに協定の締結希望者を各地区で取りまとめをしていただきまして、こちらの農政課のほうに、該当の方いらっしゃいましたら、ぜひ報告書にてご連絡をいただければと思います。

12月8日の金曜日には締結の希望者相談会ということで、農業委員会室をお借りしまして、個別に相談会を行いますので、関心のある方がいらっしゃいましたら、ひとまず説明会行ってから考えるという形で大丈夫ですので、ぜひお勧めしていただければと思います。

来年、平成30年の1月中旬ごろにももう一度個別の相談会、協定書の作成ということで開く予定にしております。

2月15日が合同調印式ということで、今年度調印された方をまとめて調印式を計画しております。

締結目標数は、1地区1組以上の締結予定者ということで、ちょっとお願いを、目標として書かせていただきました。

報告書は来月30日までに農政課のほうにご連絡いただければと思います。

2ページになりますけれども、こちらは平成29年の10月末時点の締結者数になりますが、合計209組になっております。今年度、まだ締結された方1組ということになっておりますので、皆様のお力をおかしいただければと思います。

農業の経営体の大部分はご家族ですので、若い担い手の皆さんが意欲的に農業に取り組めますように環境をつくるという意味で、こちら、締結をご協力していただければと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

以上になります。

議長

これより質疑を行います。
発言のある方の挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

ないようです。
本件につきまして、ご承認をいただける方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認されました。
委員の皆様には、家族経営協定の締結に向けて、これからも協力をいただきますようお願いいたします。
次に、協議事項2、平成29年度利用状況調査の結果及び利用意向調査の実施について、事務局の説明をお願いいたします。
板花補佐。

板花局長補佐

それでは、協議事項2のご説明をいたします。
以後、着座にて失礼をいたします。
29年度利用状況調査結果及び利用意向調査の実施についてということでございます。
こちら、利用状況調査につきましては、7月から8月にかけて、それぞれの地区において委員さんに進めていただきました。ご協力いただきまして、大変ありがとうございました。
調査結果がまとまりましたので、ご報告を申し上げまして、さらにこれから利用意向調査ということで、引き続きご協力をお願いしたいということでございます。
3番目の利用状況調査の結果というところで、細かい調査結果をわかりや

すくまとめた表を作成いたしました。A分類、こちら、ことし新たに設けました2号遊休農地も含む形のA分類、それからB分類という形で表をつくってございます。

29年度の結果でございます。A分類のほうは33.6ヘクタールでございました。27年度以降、A分類農地については減少してきているということでございますけれども、A分類、昨年との比較では、16ヘクタール減ってきたということでございます。

こちらの減った要因等分析いたしますと、右のところにあります、表の右のところでございますが、解消、つまり再生ということで8.9ヘクタール減ってきています。また、新たに発生したのも当然ありまして、12.6ヘクタールが新たに発生しております。そして、積極的な解消ではないんですが、結果的にB分類に移行したこと、その他で19.7ヘクタールA分類から減ってきているということでございます。これらを総合しまして、28年度から16ヘクタール減ったというふうに分析をしております。

続きまして、B分類のほうでございます。29年度の調査結果、295.7ヘクタールでございました。昨年から大幅に減ってきていると。476.7ヘクタール減ってきているということでございます。

同様に分析いたしまして、こちら、一番大きな要因は非農地判断でございます。3月に非農地判断をしまして、518.9ヘクタール、もう農地の非農地化を図ったということでございます。あと、まれなケースですけれども、解消したのが1ヘクタール、それからA分類からB分類への移行を積極的に進めた結果、結果的にB分類のほうは43.2ヘクタールほどまたふえてきている部分もあるということで、これらトータルしまして、最終結果295.7ヘクタールという数字になってきたということでございます。

ですので、A分類、B分類とも、積極的に非農地判断、あるいはB分類への移行というようなことを進めた結果、減少傾向にあるということでございます。

地区別内訳等は、別添2ということで、またごらんいただければと思いますが、ページでいきますと、6ページ、7ページにちょっと地区別の内訳という形で詳細なものは載せてございます。こちらの地区別の内訳をまとめた結果として、先ほど申し上げた形になったわけでございます。特に、四賀地区とか入山辺地区では、A分類からB分類への移行をかなり積極的に大胆に進めていただいているということでございます。

続きまして、また3ページのほうで、4番目、29年度利用意向調査の実施の案ということでお願いしたいと思いますが、(1)調査の対象でございます。

本年度新たに発生した荒廃農地、A分類荒廃農地及び2号遊休農地の所有者等というのが調査対象でございまして、予定件数にしますと117件、148筆、12.6ヘクタール分になります。昨年度よりちょっとふえてきている、少し倍近くになってきているかなというところでございますけれども、いずれにしても、まだ利用意向を把握していない農地が調査対象

でございます。

今のところで、調査対象者の地区別の集計表というの、別添3ということで作成しました。8ページになります、8ページの別添3ということで、調査対象、対象農地が左側、それから右側の列が対象者数という形でつくってございます。対象農地は農地の所在地別に集計をとったものでございます。上からいくと、例えば旧市だと、10筆で9,200平米、島内ですと、5筆で2,000平米強というような形でございます。一方、対象者数でございます。旧市に結果的に住んでいる方が10人、島内に住んでいる方が1人というような形でござらんいただければと思います。

基本的な考え方は、住んでいる場所で意向調査を進めていただくというのが基本的な考え方でございます。多い地区でも、例えば旧市で10人調査対象がいるわけでございますが、委員1人当たりにならずと、平均で多い地区でも1人の委員で5、6件が一番多い地区ということになろうかと思えます。ということで、ただ、対象農地と対象者数ということで、農地の所在地とその調査対象の方が住んでいる地区が異なるようなケースがございます。ということで、農地が所在する地区の委員と、あと実際調査を進める対象者が住んでいる地区の農業委員さん、場合によっては、ちょっと連携を進めながら、意向調査を進めていただきたいというお願いをしたということでございます。事務局も間に入って協力をしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

3ページに戻っていただきまして、下のほう、4番目の(2)でございます。調査書の準備ということで、昨年同様、昨年と同じ考え方なんです、委員に調査書を配付していただきたいというふうに考えております。昨年、委員さんに配付していただいて、結果的に回収率が100%になったということで、郵送でやるよりも、委員さんに配付していただいて説明していただいたほうが、回収率が結果的に高かったということでございます。

それで、本日、封入済みの利用意向調査書及び対象者一覧、リストですね。こちらを準備して、それぞれ配付をさせていただいております。調査書については、地区の委員の1人に代表してお渡ししております。総会の議席番号順に、一番若い番号の地区の委員さんにまとめて一式お渡ししております。また、調査書は封入、封筒に入った状態でお渡ししております。それから、対象者一覧、こちらのリストは、それぞれ21地区ありますけれども、地区分について、その地区の全員に配付をさせていただきました。なお、旧市とか芳川等は、都市化している部分もありますので、住宅地図のコピーも添付させていただいております。

調査書の様式は、別添4ということで、9ページ以降に様式は添付させていただいておりますが、昨年と様式、中身は同じでございまして、変わった部分はございません。

3ページの4の(3)調査の進め方ということでございます。

それぞれ委員様、11月上旬をめどに対象者を訪問していただいて、調査書を配付していただきたいと思っております。その際、対象者に調査の趣旨と回答方法を説明をいただきまして、同封のですね、封筒の中に返信用封筒を

入れておりますので、返信用封筒にて農業委員会事務局までご返送いただくようご指導いただきたいと思いますということでございます。提出期限は年内ということで、12月27日といたします。

続きまして、ウのところですね。その場で直ちに意向がわかれば、その場で調査書にご記載をいただいて、回収していただいても差し支えございません。

回答に当たりましては、できるだけ機構事業の利用を選択していただけるようご案内をいただければと思います。機構事業を選択すれば間違いございません。勧告対象等にもならないということでございまして、推進すべきは機構事業ということでお願いしたいと思います。

調査の詳細は、本日、別冊資料という形で机の上に配付をさせていただいております。その別冊資料にてご参照いただければと。実施手順等示しております。こちらの別冊資料は、昨年も同じように配付した資料でございまして、現場に出て意向調査を進める際に、この実施手順に基づきまして調査を進めていただければということで、別冊にしてございますので、ご活用をいただければと思います。

続きまして、(4)未提出者への対応ということでございます。

提出期限を過ぎても調査書を提出しない方、どうしてもそういう方が出てくるわけですが、来年1月中に委員によりまして戸別訪問を実施して、調査書を回収していただければというふうに考えております。

(5)その他ということで、対象農地が不明だとか、所在者等が不在等、どうしてもいろいろと難しいケースが出てきますので、事務局に連絡をいただいて、事務局と一緒に対応していきたいと、事務局も一緒になって対応していきたいと思っておりますので、ご連絡をいただければと思います。

最後、5番ですね。ちょうど1年前の利用意向調査の関係でございまして、28年度利用意向調査結果に基づく遊休農地に関する措置の状況ということでございます。

1年前の利用意向調査の対象筆数が107筆ありました。107筆中、農地中間管理事業以外の利用意向、こちら53筆、つまりJAの代理者事業を活用するとか、みずから農地をしっかりと管理して耕作するというふうな回答があったものが53筆でした。この7月から8月にかけて利用状況調査をそれぞれ委員さん、各地区で実施していただきましたが、その際に農地の状況を確認していただいて、その結果、現時点で意向どおり対応してないと思われるものが17筆あったということでございます。

法的には、この17筆が農地中間管理機構と協議すべき旨の勧告対象となる可能性があるわけですが、ただ、機構が借り受けられない農地というのがございまして、機構の借り受け基準から外れるというふうなところが最終的には勧告対象とならない見込みとなります。その機構の借り受け基準から外れる農地というのは、具体的には耕運や整地の支障となるササや木などが繁茂しているというような農地であったり、圃場の境界が不明瞭な農地、それから十分な幅員の進入路が確保できない農地というふうなところが機構の借り受け基準から外れる農地ということになります。

17筆勧告対象の可能性がありますが、一つ一つ見ていくと、結果的に機構の借り受け基準から外れる農地が17筆残ったという形で、勧告対象には至らないという見込みであります。

6番のところ、参考で、こういうケースは機構との協議の勧告になるというように挙げております。

また、(2)のところは、勧告対象外のケースというように挙げております。

ということで、利用意向調査結果、それからこれから実施していただく利用意向調査についてご説明をさせていただきました。

年1回の法に基づく措置になりますので、ご協力いただきながら、法的に淡々と進めていきたいと思っておりますので、何とぞ委員のご協力をお願いしたい次第でございます。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

議長

これから質疑を行います。
発言のある方の挙手をお願いいたします。
柳澤委員。

柳澤委員

今、説明の中で、4ページの5ですか、28年度の内容、これは該当する地区の委員さんには内容報告というか、つながりがしてあるわけですかね。

議長

板花補佐。

板花局長補佐

4ページの5のところですね。107筆で、利用意向ですね、(2)のところ、中間管理事業以外の利用意向があったものが53筆というところまではそれぞれの委員のほうにつないでいるわけでございますけれども、現時点で意向どおり対応してないものが17筆あって、その17筆が結果的に機構の借り受け基準に適合しなくて、勧告対象にならない見込みだということについては、まだちょっとつないでない部分がございますので、実は機構のほうから10月23日付でちょっと借り受け基準、この筆は適合しないというような通知が来ておりますので、最終的にどうなったかというところをまた今後、委員のほうにおつなぎしたいと考えておりますので、ちょっとお時間をいただければと思いますが、よろしくお願いいたします。

議長

いいですかね。

柳澤委員

はい。

議長

ほかにどうですか。

波場委員

1ついいですかね。

議長

はい、どうぞ。

波場委員

この書面のことじゃないんですが、農地パトの関係でちょっと。

今回、1期生として3回目の農地パトロールをやらさせていただきました。その中で、いろいろちょっと要望があります。

梓川地区の場合には、非常に図面の関係なんですけど、国土調査法による地籍調査、17条図面、それから確定測量の19条図面が数値データ化されていて、今現在、データ処理されていると思います。それで、山間部においては、3,000分の1の旧公図のままで、今、対応していると思います。

それで、今回農地パトに使った航空写真の図面なんですけど、この地籍調査の確定測量の部分に関しての数値データ化は、レイヤーとして、重ね合わせ図面として上がっていますが、3,000分の1の旧公図部分に関しては、データが上がりません。それで、この3,000分の1の旧公図の中にもまだ農地が残っています。ですので、これをまたデータ化させていただいて、航空写真も図面に合わせてもらいたい。それが1つ、要望です。

それと、もう一つ、農地パトの関係で、違反転用、これがちょっとこの間の会議でもちょっと出たと思いますが、敷地半分に昔のはぜ木、はぜ足、農機具、わらとかそういうものを昔はバラック的なもので置いてあったところが、古くなって、新しく建てかえたと。それで、その建てかえたときに、そういう簡易的なものではなくて、今のはやりのシャッター付きの倉庫、物置ですね。これを兼ね備えて、駐車場もできるような形で、車も入るようなスペースですかね、建物自体が。こういうものをそこら中に今現在建っております。これが小さいものから大きいものまでいっぱい、どう見ても、この大きさは、もう違反転用に値するんじゃないかなと思うものまでありますので、この辺の見解というものを今回決めていただきたいんです、要は。

件数的にはいっぱいありますので、これ、違反だよ、これ、違反だよってやっちゃうと、全部違反になっちゃいますんで、どこまでを融通して許可できるかということです。

それと、もう一つ、宅地の裏に畑があって、これを要は宅地の部分は狭いですから、やっぱり農地の部分に関しても、要は昔で言えば蚕部屋とか蚕室というものが建っていたわけですけども、その部分に関しても、新しいものを建てて、でかい倉庫というような形で、これは違反じゃないよという言い回しをされて、ああ、そうですかねという返事をしているわけですけども、この辺もちょっとね、今現在、農用地の許可にも出しているようなので、分筆をして、正規にもう認めてやると、そういう方向で持っていってもらいたいと思いますが。

以上です。

議長

初めのほうは要望でいいですね。これは今度もうちょっと中へ数字を入れ

ろと。名前入れたりということでもいいですね、初めのあれは。3, 000分の1の。

波場委員

要は、重ね図面で、絵が要は載ってないんですよ。ですから、その部分に関してデータを処理をしていただいて、地図上に重ねることができるようにしてもらいたい。それで、要は農地パトでもって、その部分に対してまた確認をしていただいて、今回の場合みたいに山林、原野というものに決めていただいて、地権者に対して、じゃどうするかと、そういうことを決めてもらいたい、そういうことです。

議 長

補佐、いい、そのこと。

板花局長補佐

波場委員がおっしゃられた3, 000分の1の旧公図と申しますか、データが載ってない農地があるという部分につきましては、今、市のシステムで取り込んで出しているものですから、どの程度そこがデータがすぐえるかどうかというふうなところもありますので、システムの中身をちょっと確認しながら、ちょっとまた相談をさせていただきながら、改善に向けて進めさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議 長

それでいいですね、前段のほうは。

それから、後の、今、波場委員が言われましたように、本当に農地パトロールやっていると、ゼットハウスじゃないな。シャッターつきの、そういうところがいっぱいあるわけでありましたが、もちろん違反転用、建築指導課から言わせると違反転用ということになるわけですが、やはりこれも統一化した見解と、それからこれからどうするかという方向も、委員会の中でやはり話し合っただけで決めていかなきゃいけない問題だと思っておりますが、どうぞ、齋藤係長。

齋藤担当係長

皆さん、農地パトロールをやって、確かに農業用施設がある、ないというようなことであります。実際に200平米未満の届け出をしてある施設、これもあるわけです。特に、合併した町村はそうだと思うんですけども、当時、例えば200平米未満の届け出をしてある面積で、また新たに建物を、その面積内で建てるという分については、特に事務局では届け出は求めてないですけども、平成22年、26年に線引きされた地域については、農業用施設であっても、建物の開発行為、協議等は建築指導課のほうでやっていただかなければなりません。

なので、実際に何でもかんでも、これ、違反じゃないかということではなくて、まず確認をしたら、地権者の方に届け出なり許可について、確認をしていただければいいと思っております。ちょっとわからないということであれば、事務局のほうへ来ていただければ、当時の許可簿等を確認をしたいと思っておりますので、お願いします。

違反転用施設については、軽微なものからちょっと大きなものとあるんで

すけれども、農地法の手続にかかわる相談に来ていただければ、農地法に適合できるか確認をさせていただいております。例えば農業用ハウスであっても、厳密に言うと、肥料が置いてあれば、その肥料置場の部分だけは転用になります。

パイプハウスは、昔、農地法に関係ないのでいいよと言って販売していたということも農業者の方に聞きます。ただ、実際には建物が鉄骨だろうが、瓦屋根だろうが、建っているものを確認というよりも、地べたがどのように使われているかによっての判断になります。パイプハウスであっても、中は農機具を置いてあるだとか、そういうものについては違反といいますか、転用行為になりますので、その辺を確認していただきたいと思います。

もし、農地法等の理解がないまま、施設を建ててしまった相談等については、追認と言って、今、実際に施設があるけれども何とか今後も使いたいというようなことであれば、追認申請というかたちもとれるものもありますので、相談をお願いします。

なお、違反による追認判断については、事務局のほか、許可権者である県の判断も仰ぐことになるということも確認をお願いします。

ですので、事案事案ごとに相談をしていただければと思います。

また、農振農用地内に違反のものがある場合、それについては、事務局と県への相談の前に、まず農政課に相談していただくことになります。農政課では、農振計画に基づき判断するほか、関係課との調整も行います。

主に、事務局並びに県、建築指導課との調整に入りますので、農振農用地内の相談については、通常の方法とは、違いますので、その辺をまた確認をしておいていただければと思います。

プラス、200平米未満の届け出であっても、農地法では届け出でもいいんですけれども、農振農用地内では、農振の手続きからしていただくことになりますので注意をお願いします。

議 長 波場さん、どうですか、今の説明で。

波場委員 何となくわかりますけれども、できれば、やっぱり届け出してある、なしというのが私たちはわかりませんで、ということは、何らかの形で図面上にやっぱり落としてもらいたいんですよね。そうすると、別に何回も何回も足を運ぶ必要性なくなりますよね、これね。

議 長 農地パトロールもそうですし、こうやってうちで農業をやっていると、そういった建物がいっぱいあるわけでありましたが、これ、全部違反であるということになりますと、大騒ぎになるわけですし、その辺が、今、齋藤係長の言ったように、建築指導課の厳しい指導の中では、全部認められないというような状況でもあるわけでありましたが、この辺が、本来、この間、意見書のときにそのことをちょっと言いたかったわけですが、ちょっと時間もなかったもんですから。

どうですか。意見ありましたら、お願いしたいと思いますが。

齋藤係長言ったように、正規にやりますと、こういった手続をしなければいけないと、こういうことではありますが、先般、建築指導課に聞きましたら、直管で建てて、屋根かけても、それは建築法違反だというふうなことも言っておりましたので、じゃヤギ小屋もいけないかと言ったら、ヤギ小屋もいけないようなことを言っているわけです。この辺がなかなか厳しいというか、どうですかね、齋藤係長。

齋藤担当係長

確かに指導課の建築基準でやるということになると厳しいと思います。農業委員会事務局としましては、はぜ木置き場ぐらいのものは、もう特に問題視してないです。あと、本当に簡易的な物置については、特に目くじら立てていないです。

白地の農地であって、転用等の基準がとれれば、先ほど申しあげたとおり追認という転用でやっています。

ただ、今、会長が言われるとおり、農振農用地内の違反の建物というのと、どうしても地区農振にかける手前で、窓口が農政課になります。農政課では、各課の判断についても調整を行います。当然、建築指導課でも、今の建物について、判断を行うことになりますので、ご理解をお願いします。

特に、線引きされた地区内にありますと、判断がさらに厳しくなると思いますが、農業を経営するうえでどうしても必要な施設として判断できるものについては、指導課等への働きかけを今後もしていきたいと思しますので、よろしくをお願いします。

議 長

ほかに意見ありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議 長

ないようです。

本件につきまして、ご承認をいただける方の挙手をお願いをいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございます。

全員賛成ということですので、本件は原案のとおり承認をされました。

調査対象の委員の皆様には、お手数ではありますが、利用意向調査にご協力をいただきますようお願いをいたします。

次に、協議事項3、平成29年度農業者年金の加入推進について、事務局の説明をお願いいたします。

小西補佐。

小西局長補佐

続きまして、資料13ページ、協議事項3、平成29年度農業者年金の加入推進についてでございます。

着座にて失礼いたします。

1、要旨ですが、独立行政法人農業者年金基金は、昨年度から農業者年金の加入推進のための「加入者累計13万人に向けた後期2カ年強化運動」を展開しております。

この後期2カ年強化運動では、長野県農業会議が平成28年度から29年度までの2年間に松本市の新規加入者目標を17名以上と示しております。これらの目標達成に向けまして、本市独自では目標を2年間で22人と定め、年間11人をめどに加入推進を図っておりますので、これに基づき、本年度の加入推進の取り組みについて協議をお願いするものです。

2、加入推進対象者ですが、農業者年金に未加入の認定農業者及びその家族で、加入期間が10年以上見込める方を重点的に推進対象者として、加入の推進をお願いいたします。

名簿につきましては、本日皆様に配付させていただきましたので、参考としてください。

なお、青色申告とか1号被保険者など、こちらで確認できないことがありますので、対象者と思われる方には、まず確認をしてから推進のほうをよろしくをお願いいたします。

また、基金のほうでは、加入が10年以上見込まれる方ということで加入推進をということであっておりますけれども、若い方に限らず、最近では50代でも加入していただいておりますので、年齢に関係なく推進のほうをよろしくをお願いいたします。

また、名簿の取り扱いについては、ご注意をしていただくようによろしくをお願いいたします。

3、加入推進方法です。

松本市農業者年金協議会の各支部のJA事務担当者や役員が連携をとりながら、加入の推進をお願いいたします。

先ほど会長からもお話がありましたが、年金制度ですけれども、農業者の方にまだなかなか浸透していない部分や複雑な制度などところがありますので、本日配付させていただきましたパンフレットを見ていただいたり、不明な点がございましたら、事務局までお問い合わせをよろしくをお願いいたします。

4、加入推進強化期間です。

平成29年11月から平成30年2月までです。

なお、松本市農業者年金協議会各支部におきましては、既に計画的に推進に着手されている場合もございます。この期間にさらに推進を強化していただくようお願いいたします。

5、加入推進活動記録簿等の提出についてです。

加入推進していただいた結果により、きょう、資料にもございますが、机の上にも配付させていただきました平成29年度農業者年金基金加入推進活動記録簿及び加入者新規加入実績簿を提出していただきますようよろしくをお願いいたします。こちらは2月の定例会までによろしくをお願いいたします。

6、加入推進報償費の支給。

加入の実績に応じまして報償費をお支払いいたします。こちらは3月の報酬と一緒に支払いいたします。

ページかわりまして、14ページ、その他ですが、農業者年金の加入推進の取り組み等について、25日の役員会にて協議会でも説明いたしました。

また、8、参考資料といたしまして、15ページの後期2カ年強化運動農業者年金地区別加入推進目標及び実績一覧を添付してあります。

上のほうは、県の農業会議が示した目標に対して、28年度、29年度の加入の実績が載っております。28年度15人の加入をいただきましたけれども、今年度、29年度はまだ1名しか加入していないということで、県のほうの目標に対してまだ1名足りません。

あと、下のほうは、松本市独自の目標の実績となっておりますけれども、こちら、22人の目標に対して16人で、まだ足りていない状況ですので、ぜひご協力のほうをよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

議 長

今、小西補佐のほうから年金についての加入推進について説明があったわけではありますが、これより質疑を行います。

発言のある方の挙手をお願いいたします。

百瀬委員。

百瀬（芳）委員

すみません、2番の加入推進対象者の中で、加入期間10年以上見込める者ということでありまして、この名簿を見ると、57歳、58歳という名簿もありますが、そうすると、70歳近くまで払い込むということになるんですか。それとも、例えば65歳になったら払い込み終了になるとか、そういうことは。

議 長

小西補佐。

小西局長補佐

すみません、ここに加入期間10年以上見込める方とありますが、これはなるべく長い間ということで、基金が一応対象者として挙げているんですけれども、先ほどもちょっと言わせていただいたんですけれども、10年以上見込めるってなると、60歳まで掛けますので、50歳未満ということになりますけれども、なかなかそう言っていると入っていただける方も少ないので、最近では50歳代でも入っていただいて、60歳まで掛けていただいて、65歳から年金の支給が始まりますので、ちょっと生活費の足しにさせていただくぐらいしか年金としてはもらえないかもしれないんですが、そんな入り方もありますということで、よろしく申し上げます。

議 長

どうですか、百瀬さん。

百瀬（芳）委員

じゃ、例えば57歳、58歳だと、二、三年掛けるだけということだね。

小西局長補佐 はい、そうです。

百瀬（芳）委員 加入する意味があるか……

議長 百瀬委員さん、こういうことです。私も57歳から3年掛けたきりで、年金もらっています。この前、役員会のときに波田野委員さんが言われましたが、その年に金が、百瀬さんの場合だったら100万円残ったのを年金にそこで支払うと、税金も免除になるし、そこへ入れることができるんですよ。それに対して、60から、そこでたまったお金に対して、60から65まで、先ほど言いました2.7の利回りがつくものですから、金融機関へ貯金しておくよりよっぽど率がいいんですよ、それ。税金対策にもなるし。そういう形のやり方もあるということだけ皆さんに承知しておいていただきたいと思いますが。そうですね、波田野さん。

波田野委員 私も子育てが済んで、50代から余裕で掛けまして、年額目いっぱい80何万円なんですけど、それまでは子供が大学へ行ったり貯金がなかったから、ぎりぎりですべてやっていた。そういうこともありますんで、2年、3年でも80万円、月額6万で大体80万円ですね。普通の年金の1年で3年分ぐらいの掛金かかるので大変だけれども、大分違うもので、それがみんな経費で落とせるもので、大分……

議長 税金対策にもなるし……

波田野委員 税金対策にもなる……

議長 それがまた年金として返ってくると、こういう非常に有利な年金ということがなかなか皆さんよく理解してないというところがありますんで、よくこれを見て、わからないところがあったら小西さんに聞いてもらうというような形で……

上條（英）委員 すみません。

議長 はい、どうぞ、上條さん。

上條（英）委員 今、会長が、お金が余ったらどんといいというお話で、例えば10年分の2万円ずつでの分を、ことしお金余ったから、どんと掛けて、10年間かけないで、その間は要するに経費で落ちる、そういうことはできない。

議長 ことしの分について、例えば80万円そこへ入れたら、80万円分が税金の対象になるで、それが税金かからんだよね。

小西局長補佐　　そうです。非課税になります。どんと積むんじゃなく、掛金ですが、2万円から6万7,000円まで選べますので、収入の多い方は6万7,000円満額積んでいただいて、月に6万7,000円、12カ月っていう…

上條（英）委員　　それを10年分一度に……

小西局長補佐　　それはできないですけれども。

議　　長　　上條さんも銀行におられた方なんで、これが有利だということは多分わかってもらえていると思う。
だから、普通の年金というか、それは、とにかくそれでいわゆる全部の経費を賄っているわけで、支払いについては、経費で残った分について皆さんに支払いするという事だから、それで14年に年金が破綻しちゃったわけで、それをまた国が、いわゆる全部の運営については国が面倒を見ますよということだもんで、これ、非常に有利な、厚生年金と同じ形で国は考えているようだもんで、若い人たちがこれから農業を続けていくために、この年金はどうしても後継者にはぜひ掛けてもらったほうが良いような気もいたしますが、そんなことで、何かほかに意見ありますか。

[質問、意見なし]

議　　長　　ないようです。
本件におきましては、ご承認をいただける方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議　　長　　ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認をされました。
委員の皆様には、農業者年金の加入推進に向けた取り組みを格別をお願いをいたします。あと6名ですので、ぜひともよろしく願いいたします。
続きまして、報告事項に入ります。
初めに、報告事項、農地法施行規則第17条第2項の規定に基づく別段面積の設定について、事務局の説明をお願いいたします。
齋藤係長。

齋藤担当係長　　それでは、18ページ、19ページをお願いします。
報告事項でございます。昨年度より始めました別段面積の関係でございます。
18ページの大きい2番をお願いします。本年度の取り扱いということで記載させていただきました。
遊休農地の解消及び移住定住者を含めた新規就農者の参入促進を図ること

を目的に、昨年度、579筆を別段面積として設定しました。

本年度につきましても、別段面積の設定要件に該当する候補予定地を協議し、別段面積として指定するものです。

なお、本年度につきましては、2回予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

その下の(1)番、今年度の候補予定農地ということでのせてございます。昨年度、579筆設定したということで、今年の設定について調査したわけなんですけれども、今年度につきましては、平成27年度、28年度の利用意向調査の結果、自ら耕作する意思のない農地と判断した678筆の内、以下の全てに該当すると思われる145筆を区域指定候補地としました。

27、28年度の利用意向調査の結果、ご本人様が耕作する意志のない農地という回答された農地が678筆ありました。そのうち、その下の(2)番、昨年度協議していただいて、別段面積の設定要件に該当するものを確認したところ、145筆があったということで、ご確認をお願いします。

別段面積の設定要件については、(2)番でございます。アとしまして、再生利用可能な荒廃農地として判断した農地、イとしまして、遊休化のおそれがあると判断する農地、ウとしまして、登記地目及び耕作地目が田んぼ、畑の農地、エとしまして、1筆の面積が地区別の下限面積を下回る農地、オとしまして、別断面積として設定されていない農地、カ、農地利用がその周辺農地の利用の程度に比べ劣っているという農地、キ、違反転用農地でない農地、ク、集団的な農地利用、農作業の共同化等に支障のない農地、ケ、取得後、農地として適正に管理、耕作することが確実である農地、コ、コにつきましては、宅地と隣接するというようなことで、これはその方が申請をしていただいて、協議するというものでございますので、今回145につきましては、アからケについて精査をかけたものでございますので、よろしくお願いいたします。

なお、この145筆の詳細につきましては、ページの20ページから23ページまで、145筆の記載がございますので、各地区の委員の方、ご自身の地区のところをご確認していただければと思います。

19ページにかかります。

(3)番です。進め方でございます。今後の進め方でございます。

まず、アとしまして、11月に候補農地の確認を各地区でお願いします。145筆、各地区、先ほど関係する地区の委員さん、農地部会の委員さんのところに1部、農地部会員のいない地区につきましては、この145筆、各地区の図面、位置図をお渡ししてございます。設定候補地の筆と、あと所有者、地図につきましては、黄色く塗ってあるところがその場所でございますので、確認をしていただきたいと思います。

イとしまして、来月の農地部会におきまして、候補農地の協議をするということでございます。農地部会員の委員さんにつきましては、11月にその場所の、わかっているところはいいんですけれども、確認を改めてし

ていただく。農地部会員以外の委員さんにつきましては、申しわけないんですが、11月20日ごろまでに事務局のほうへ報告をしていただきたいと思います。

今回の別段面積にのせてもらいたくないところがある場合について報告してください。そのまま別段面積にのせておいてもらいたいというものについては、特に報告は必要ありませんので、よろしくお願いします。

別段面積から外してもらいたいという判断については、例えば新規就農者じゃなくて、地元の農業者だとか法人の方に任せたいだとか、もう実際、委員さんが働きかけて利用権をお願いしてある農地、あるいは、開発の相談を受けているので、今回は外しておいてもらいたいだとか、余り難しく考えなくていいですので、事務局へ報告をお願いします。

今回、これで外したとしても、来年度また上げてくれといえれば、またこの協議のテーブルにのせたいと思いますので、そんな形でよろしくお願いします。

イ、11月に農地部会で協議をします。

ウとしまして、12月の委員総会におきまして、候補農地の協議結果を報告したいと思います。

エとしまして、今度は12月の今度は農地部会で候補農地の決定をするということで考えてございます。

オとしまして、12月の農地部会の決定をまた公示をしていくと。

カとしまして、今度は2回目です。今年度に2回目。1月から3月にかけて、別段面積の2回に基づく協議を行いますということで、必要に応じて、もしこれがまたあるようであった場合につきましては、3月の指定に向けて進めていきたいなというふうに考えています。

主、先ほど板花補佐のほうからもありましたけれども、今年度の利用意向調査の利用状況調査の結果によって、協議しなければいけないという判断した農地につきまして、年明けて協議をするように考えています。

また、各委員さんで、ここの農地、設定できないかという相談を受けた農地につきましては、年明けに事務局のほうへここの筆というようなことで報告だけしていただければ、また協議のテーブルにのせたいと思いますので、よろしくお願いします。

大きい3番でございます。候補農地の詳細についてということで、参考ということでつけてございます。

先ほどの678筆、27、28年度の利用意向調査の結果による農地でございます。145筆を設定要件に該当するということで挙げました。

(3)番、差し引いた533筆につきましては、今回のせることができなかったという理由としまして、アとしまして、今年度の利用状況調査の結果、再生不能農地、もう山林、原野化、もう自力ではちょっと耕作ができない農地が280筆ありました。

イとしまして、登記地目が田、畑以外の農地が3筆ございました。

ウが、1筆の面積が地区別の下限面積を上回る農地が1筆ございました。

エとしまして、28年度、昨年度設定した農地とダブっている農地が20

6筆ありました。

オとしまして、取得後、開発するおそれ、開発の見込みがある農地が25筆ということで、これは今回設定から外させていただきました。

カとしまして、農作業の共同化等に支障があるおそれの農地ということで18筆落としてございますので、確認をしていただきたいと思います。

最後、4番でございます。その他でございます。

別段面積に係る掲載についてということで、農業委員会だより、あと広報まつもとに載せたところ、問い合わせが事務局のほうへふえています。委員さんのほうへも今後問い合わせがあるかと思えます。相談があった場合については、松本市農業委員会事務局にその農地が設定されている農地か確認してくださいというようなことで回答をしていただければと思います。

(3)番ですけれども、ホームページを見ることのできる環境にある場合につきましては、農業委員会のページの中に下限面積・別段面積というものも載せてございます。これをまた委員さんも確認していただければ、どんな内容になっているかわかるかと思えますので、一度確認をしていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

以上でございます。

議 長

ただいま説明がありましたが、このことに対しまして質問、意見がある方、お願ひいたします。

河野委員。

河野委員

すみません。18ページの一番初めのところの要旨の中で、いわゆる17条2項の説明があつて、新規就農を促進するために必要と認められる別段の面積が設定できるということで、先ほど説明の中でも、新規就農者というお話が出ましたが、新規就農者ではなくて、いわゆる別断面積には届かないが、その農地を取得したいとか、あるいは借りたいとか、そういった方については、この別段面積を設定した農地はできないという理解でよろしいのでしょうか。

議 長

齋藤係長。

齋藤担当係長

昨年も恐らく議論していると思ひますけれども、農家資格があつて、下限面積に達しない場合についても、この別段面積については、動かすことができるということで理解をお願ひしたいと思ひます。

新規就農者を増やす目的と、遊休荒廃農地の解消という目的でもありますので、農家資格のある方も該当するというところでよろしくお願ひします。

議 長

どうですか、河野委員。

河野委員

そうすると、農家資格のある人ということは、その地区の別段面積以上の

農家も取得可能ということでしょうか。

議 長 齋藤係長。

齋藤担当係長 設定された農地については、下限面積なくても動かすことができるということでお願います。

議 長 どうですか、河野委員。

河野委員 下限面積以上の農地所有者でも可能という意味合いでしょうか。

議 長 係長。

齋藤担当係長 そのとおりです。通常の農地法3条の手続きになります。お願いします。

河野委員 はい、了解しました。

議 長 ほかにどうですか。

[質問、意見なし]

議 長 ないようです。
本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、お願いいたします。
委員の皆様には、それぞれの地区において、現地調査等をもとに、地区指定候補農地の確認を進めていただきますようお願いをいたします。
次に、報告事項2、9月の定例部会報告についてお願いをいたします。
初めに、上條農地部会長、お願いします。

上條（陽）農地部会長 それでは、24ページをごらんください。

9月定例農地部会の報告を申し上げます。

9月29日開催の農地部会において、議案14件につきましてそれぞれ慎重に審査を行った結果、いずれの案件も許可、承認または決定されました。その内容はそれぞれ記載してあるとおりでございますので、よろしくお願いたします。

また、農地法第4条及び第5条のそれぞれの許可、承認案件につきましては、9月21日に百瀬道雄委員及び小沢和子委員のお二人がそれぞれ現地を確認しておりますので、申し添えます。

以上説明申し上げまして、9月の定例農地部会の報告とさせていただきます。

議 長 田中振興部会長、お願いします。

田中農業振興部会長 それでは、部会報告を行います。

平成29年9月29日開催の農業振興部会の結果について報告いたします。
議案第94号、平成29年度第2回青年等就農計画の承認について、2件の審議し、全件承認されました。
以上です。

議 長

ありがとうございました。
報告事項3、主要会務報告につきましては、25ページに記載してございますので、ご参照いただくようお願いいたします。
以上で報告事項は終了いたしました。
続きまして、その他の項目に入ります。
松本市農業改良普及センターの西嶋課長補佐、お願いいたします。

西嶋（松本農業改良普及センター） お疲れさまです。

すみません、私のほうからは別冊の平成29年気象表というのが頭にある資料についてご説明をさせていただきたいと思います。

気象表は今井のほうが先になっておりまして、それからその次が沢村といひますか、旧測候所のほうのデータになっております。始まる前もちよつと若干雑談の中でございましたけれども、10月の下旬は、きょう、あしたまでということでございますので、まだ載ってございませんけれども、台風21号、22号と毎週来たということで、21号のほうだけでも降水量100ミリを超えていますので、またさらにこれ、降水量がぐっと大きくなっておりますし、気温低目に経過をしておりましたので、そんな傾向であったのかなということでございます。

いずれにしましても、10月に入りましてといひますか、非常に日照量が少なく、降水量が多いというような傾向が続いてございます。

それで、台風の被害の関係ですけれども、21号の23日に来ましたほうですけれども、松本の振興局の管内で報告が来たのは、松本市と麻績村、筑北村というような形でございますが、1,896万7,000円というような、第2報ということで、まだ確定になっておりませんが、若干これよりふえる可能性もあるのかなというふうなことで、作物の関係ですと、ソバの関係ですとか果樹の関係、あるいは野菜の関係ですね。野菜が一番多くなってございますけれども、そんなようなことでございます。

施設の関係も、山辺のほうで畜舎の屋根が飛ばされたりとか、そんなようなことも聞いておりますし、プラスチックハウスといひますか、パイプハウスの破損というような被害事例も聞いてございます。それから、四賀のほうでは、少し鶏舎の屋根も飛んだというような話も聞いてございますけれども、そんなようなことで、まだまとまっておりませんが、そんなような状況でございます。

それから、その次といひますか、あれですけれども、ブドウのほうの新しい品種がこの間新聞発表で出ておりましたけれども、今、名前のほうの募

集をしておるところで、すみません、ちょっと募集の期限があさってまだというような、じゃないな。今週の木曜日までというようなことでございますけれども、何かいいお名前が考えついたら、ちょっとお願いしたいなと思います。

今度の品種の特徴ですけれども、皮ごと食べられる赤い品種というようなことでございます。今までの巨峰の紫、それからシャインマスカットの緑、それから今度赤、3色を取りまぜたような中で、セットで売っていけばいいのかなというようなことで開発をされているというようなことでございます。

ちょっとまた品種の詳細については、また別の機会でご紹介させていただければなというふうに思います。

その裏に農作物の病害虫・雑草防除基準のご案内というようなことでございますけれども、これもちょっと締め切りが短くて、すみません。この予約注文の締め切りが11月6日までというふうになっておりますけれども、これ、期限を過ぎましても、言っていただければ、また手配ができるかなというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

年々変わってきてしまうというようなこともございますので、関係する皆さん、また欲しい方は、早目に言っていただければというふうに思います。12月の下旬には出るようになってございます。

それから、最後のほうになりますけれども、長野県原産地呼称管理制度というものの説明をちょっとさせていただきたいかなというふうに思います。

始まったのが、ちょうど田中県政の時代でございます。全国に先駆けまして原産地呼称管理制度というものを始めたということで、全国的に見ましても、今、取り組んでいるのが北海道、佐賀、それから市の関係では松阪市あたりが、こんなような同じようなことを取り組んでいるわけでありませう。

めくっていただきますと、裏の制度の目的とかありますが、要は県の農産物をブランド化をして、売り込んでいこうというのが主立ったねらいでございます。

ワインなんかは、非常にこれが功を奏してといたしますか、非常に高い評価をより受けるようになってきているというふうに思います。

今、どういうものに取り組んでいるかといいますと、そこにちょっとありますけれども、次の7ページ目ですね、ありますが、ワイン、日本酒、焼酎、米、その他になっていきますが、あとシードルを最近やり始めているというようなことであります。

これも、また米の関係も、ことしの今年度産の米について認定をするために、あしたになります、米の官能検査を行うことになっていきます。米の場合は、栽培履歴、農薬を通常の5割、それから化学肥料を5割といったような基準がございまして、そういったきちんとした記録をつけているかどうかというようなこと、それから検査で一等になったものというような条件、等の条件がついてございます。

それから、あした実際に官能試験、炊いて食べてみてといたしますか、それ

で決定をしていくというような形になっております。

認定をされるとそこに、一番先のところに丸いマークで、長野県原産地呼称管理委員会認定というようなマーク、小さいマークですけれども、そういうものを米の袋とか、ワインの瓶のところとか、そういったところに張ることができるというようなことがございます。

それぞれの品目につきまして、それぞれ審査基準ございまして、認定をするようになってございます。

すみません、私のほうからは以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

続いて、事務局からお願いします。

小西補佐。

小西局長補佐

私から2点お願いします。

全国農業新聞の加入申込書の提出期限ということで、一応きょうということでお知らせしてありますけれども、11月21日までの入力のものについてカウントされるということですので、11月10日くらいまでにまだ未提出の委員さんは私のほうに届くように、支所、出張所のほうに封筒を届けていただければ、交換便で私のほうに届くこともできますので、よろしくお願いいたします。

そして、もう一つ、11月16、17日の農業委員会国内視察研修について、出欠席の報告、まだ数人の委員さん未提出にいなっていますので、きょうじゅうによろしくお願いいたします。

以上です。

議 長

板花補佐、お願いします。

板花局長補佐

引き続きまして、第2回長野県農業委員会大会の参加の関係でご案内をいたします。

別刷りの資料は議案と一緒に発送してございますけれども、11月7日、火曜日ということでお願いします。

参加者38名ということですが、ちょっと出席できないという方が2名ほどお見えになりまして、今のところ36名ということですが、出席の取りまとめ、若干早目に取りまとめた関係で、もし現時点でちょっと都合が悪くなったというような委員がいたら、お早目に連絡をいただきますようお願いいたします。昼食の予約等もありますので、連絡お願いしたいと思います。

名簿とか乗車車両とか添付してありますので、またご確認をいただきたいと思っております。

集合時間は9時50分ということで、松本城臨時駐車場のほうに集合ということでお願いいたします。

以上でございます。

議長 委員の皆様から何かありましたら、お願いをいたします。

[質問、意見なし]

議長 私、全段の挨拶の中で申し上げましたが、ちょっとそれに触れることでありますが、この間、事務局担当者から、梓川地区において、いわゆる営農型太陽光で今、計画をしているという話がありました。話は半分進んでいるようではありますが、昨年、諏訪でアシタバの栽培をして、その上へ営農型太陽光というふうな案件が出てまいりまして、大変諏訪の農業委員さん苦勞いたしまして、その農業者がしっかりした農業者じゃなくて、継続して農業をやるかどうかわからないというようなことの中で、アシタバが果たしてこの寒い諏訪の地で栽培できるかというような問題もございまして、大変何度も何度も差し戻して、調査をしてまいりまして、最終的には冬を越したら凍みなんだと、アシタバ生きていたというような状況でございまして、県も、そういうことの中でやむなく許可をしたというふうな経過がありまして、こういった事例が県の常任会議まで上がってきまして、大分もめるというか、それぞれの委員さんから質問がありますし、地区振へ行っていろいろな問題があるわけでありまして、この案件、コケだそうではありますが、そのことにつきましても、地元の農業委員さんも、それから農地部会の委員の皆さんも、よくこのところを事務局と検討していただいて、最悪、事務局か、それから地方事務所の担当者が常任会議へ行って、説明してもらわなきゃいけないというような状況もあるわけでありまして、もうちょっと早く情報を出してもらえればと思った点もあるわけではありますが、どうかしっかりと検討をお願いしたいと思います。

そして、梓川で3年ほど前になりますが、いわゆるノブキを栽培して、その上に太陽光をというふうなことで、今、発電をしているわけではありますが、けれども、昨年、私ども見回りに行きましたら、フキなんかほとんど生えていない。まず行こう、まず行こうというか、そんなような状況でありまして、これも3年でいわゆる見直しというふうな状況になるわけでありまして、このことも、事務局先行で何か少しやったようではありますが、そういったことに対しても、どうか委員の皆様と事務局とよく連絡をとり合いながら現地を見て、それぞれの判断をお願いしたいと思うんですが、このコケの営農型につきましても、今月、来月は上がってこないようではありますが、特に皆さん関心を持って、それぞれ検討をしっかりといただいて、上げていただきますようお願いしたいと思います。

ほかに何かありますか。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。
以上で本日の案件は全て終了いたしました。

ただいまをもちまして議長を退任をさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

14 閉 会

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長

議事録署名人 4 番

議事録署名人 5 番

平成29年10月

農地部会議事録

松本市農業委員会

平成29年10月 松本市農業委員会 農地部会 議事録

- 1 日 時 平成29年10月30日（月）午後3時15分から午後4時30分
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 18人 1番 森田 大樹
2番 青木 秀夫
3番 上條萬壽登
4番 赤羽 隆男
5番 上條 陽一
6番 上條英一郎
7番 塩原 忠
8番 太田 辰男
9番 柿澤 潔
10番 岡村 時則
12番 上條 信
14番 菅野 訓芳
15番 上條信太郎
16番 小沢 和子
17番 古沢 明子
18番 柳澤 元吉
19番 丸山 敏郎
20番 赤羽 米子
- 4 欠席委員 2人 11番 伊藤 修平
13番 百瀬 道雄
- 5 部会長挨拶 上條陽一農地部会長
- 6 会議の成立 農業委員会等に関する法律第22条第4項で準用する第21条第3項により成立
- 7 議長就任 松本市農業委員会部会規則第3条により上條陽一農地部会長が議長に就任
- 8 議事録署名委員の指名及び書記の任命
〔議事録署名委員〕 14番 菅野 訓芳 委員
15番 上條信太郎 委員
〔書記〕 農業委員会事務局係長 齋藤 信幸
- 9 議 事

(1) 議 案

- (ア) 農地法第3条の規定による許可申請許可の件
議案第95号～97号
- (イ) 農地法第5条の規定による許可申請承認の件
議案第98号～99号
- (ウ) 相続税の納税猶予の適格者証明願承認の件
議案第100号
- (エ) 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件
議案第101号～102号
- (オ) 農用地利用集積計画の決定の件
議案第103号
- (カ) 農用地利用配分計画案の承認の件
議案第104号

(2) 報告事項

- (ア) 非農地証明の交付状況の件
- (イ) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件
- (ウ) 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件
- (エ) 農地法第4条の規定による届出の件
- (オ) 農地法第5条の規定による届出の件

10	出席職員	農業委員会事務局	局長補佐	板花 賢治
		〃	係 長	齋藤 信幸
		〃	主 査	長田由紀子
		〃	〃	大内 直樹
		〃	技 師	阪本 考司
		農林部農政課 担い手担当	主 査	村松 豪治
		〃	主 事	川嶋 遥

11 会議の概要

議 長

それでは、議事に入ります。

議案番号第95号から97号、農地法第3条の規定による許可申請許可の件、3件につきまして上程いたします。

それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。

大内主査、お願いいたします。

大内主査

お願いします。

それでは、議案書の2ページをごらんください。

農地法第3条の規定による許可申請の件です。

議案番号第95号、東京都府中市にお住まいの〇〇〇〇さんが所有します島立〇〇〇〇-〇、地目、台帳、現況ともに田外1筆、合計2筆、1,914平米を両島にお住まいの〇〇〇〇さんが農地経営規模拡大のため、売

買により許可後、所有権移転をするものです。

続きまして、議案番号第96号、笹賀にお住まいの〇〇〇〇さんが所有します笹賀〇〇、地目、台帳、現況ともに田外1筆、合計2筆、2,337平米を同じく笹賀にお住まいの〇〇〇〇さんが農業経営規模拡大のため、売買により許可後、所有権移転をするものです。

続きまして、議案番号第97号、東京都町田市にお住まいの〇〇〇〇さんが所有します波田〇〇〇〇-〇、地目、台帳、現況ともに畑外1筆、合計2筆、682平米を波田にお住まいの〇〇〇〇さんが農業経営規模拡大のため、売買により許可後、所有権をするものです。

これらの件につきましては、許可要件を全て満たしていることもあわせて申し上げます。

以上3件です。よろしく申し上げます。

議 長

それでは、一つずつ行っていきたいと思います。

最初に議案番号第95号でございます。地元の意見を申し上げますということで、島立でございますので、上條信委員さんからお願いいたします。

上條信委員

この土地は、私のうちの近くで、しょっちゅう見ているところでありますけれども、〇〇さんは息子さんが今、主体になってやっておって、一昨年あたりから、耕作を実質はしているというような土地であって、今回の申請は問題ないというように思っております。

議 長

それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

それでは、ご意見等がないようでございますので、集約したいと思います。議案番号第95号につきまして、原案どおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議 長

全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。それでは、続きまして議案番号96号でございます。笹賀でございますので、私のほうからご説明申し上げます。

この場所は、笹賀の中でも一番南のほうでございます。広丘のほうから来て、今村橋を渡りまして、今井のほうへ向かって行くと坂がございますが、その坂から南のほうへ入ったところがございます。それで譲り渡すほうの方は、もう高齢で、後継ぎもいないし、できないということでございます。それで、受けるほうの〇〇さんは、あと1年で定年だということで、

現在お勤めでございますが、農業のほうは奥さんと、息子さんと現在も行っており、一部桃の木なんか植えてございまして、きれいに管理されておりますの、問題はなく良いと思います。

以上でございます。

それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 それでは、ないようでございますので、集約したいと思います。
議案番号第96号につきまして、原案どおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。
続きまして、議案番号第97号でございます。波田でございますので、森田委員さん、お願いいたします。

森田委員 持ち主は東京に住んでいる方で、〇〇さんは今、アパートにいるんですけども、実家がすぐ近くにありまして、それで、実家の近くに今、この畑には育苗ハウスなど、いろいろ野菜などもつくっていて、〇〇さんがやっているとしますので、経営規模拡大ということですので、別に問題はないと思いますので、よろしくをお願いします。

議長 それでは、委員の皆さんで質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 それでは、ないようでございますので、集約したいと思います。
議案番号第97号につきまして、原案どおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。
それでは、続きまして議案番号第98号から99号、農地法第5条の規定による許可申請承認の件、2件につきまして上程いたします。
それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。
長田主査、お願いいたします。

長田主査

それでは、議案書の3ページお願いします。

農地法第5条の規定による許可申請承認の件です。

議案番号98号、神林にお住まいの〇〇〇〇さんが所有します神林〇〇〇〇ー〇、地目、台帳、現況ともに田、1,028平米外1筆、合計2筆、1,924平米を島内にあります〇〇〇〇が一時転用する申請です。賃貸借権の設定を行います。一時転用期間は、許可日から4カ月間を予定しています。農振農用地で、農政課とは協議済みです。立地基準につきましては、農地法施行令第11条1項1号、一時転用で農振計画に支障のない場合に該当しますので、問題ないと考えます。

続きまして、議案番号第99号、寿にお住まいの〇〇〇〇さんが所有します寿白瀬淵〇〇〇〇ー〇、地目、台帳、現況ともに畑、44平米に寿にお住まいの〇〇〇〇さんが駐車場用地を新設する申請です。所有権移転を行います。既存の宅地と一体利用し、既存の敷地面積は436.34平米です。白地の農地です。農地区分につきましては、寿東保育園とかみむらクリニックから500メートル以内に位置し、道幅4メートル以上の上下水道埋設道路に接しますので、第3種農地と判断しました。3種農地のため、原則許可となります。

なお、各案件につきましては、転用目的を達成するための確実性や周辺の営農に支障を及ぼすおそれがないことなど、一般基準の各要件を満たしていると判断しております。

以上、2件、3筆、1,968平米になります。よろしくお願いします。

議 長

それでは、地元の委員さんということで、議案番号第98号につきましては神林でございます。塩原委員さん、お願いいたします。

塩原委員

〇〇〇〇のすぐ西隣の田んぼ2枚ですが、一時転用で、関係する皆さんから同意も得ておりますので、問題はないと思います。

議 長

それでは、続きまして現地調査をしていただきました委員さんの意見をお願いしますということで、今回は上條信太郎委員さん、柳澤元吉委員さんのいずれかでございますが、どちらか。上條委員さん、お願いいたします。

上條信太郎委員

今、塩原委員の説明のとおりでありますので、問題ないと思います。以上です。

議 長

それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

それでは、ないようでございますので、集約したいと思います。本件につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙手をお願いい

たします。

[全員挙手]

議 長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。
続きまして、議案番号第99号でございます。寿でございます。上條萬壽
登委員さん、お願いいたします。

上條（萬）委員 写真の今、手前が道になっていますが、その突き当たりが公民館でありま
す。集落の中で、周りも住宅ですので、問題はないかと思えます。

議 長 それでは、現地調査をしていただきました委員さん、どちらか。柳澤委員
さん、お願いいたします。

柳澤委員 写真の赤いところですが、その奥のお宅がこの新しく所有される自宅とい
うことで、その道路側のちょっとかぎっこになったところですが、周りは全
部住宅地で、大きな農地も残っておりませんので、問題ないんじゃないか
という判断でございます。

以上です。

議 長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありました
ら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 それでは、ないようでございますので、集約したいと思えます。
議案番号第99号につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙
手を求めます。

[全員挙手]

議 長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。
それでは、続きまして議案番号第100号でございます。納税猶予の適格
者証明願承認の件、1件につきまして上程いたします。
それでは、事務局から説明を求めます。
大内主査、お願いいたします。

大内主査 それでは、議案書の4ページをごらんください。
相続税の納税猶予の適格者証明願承認の件です。
議案番号第100号です。相続人は、野溝西にお住まいの〇〇〇〇さん
です。特例を受ける農地ですが、野溝西2丁目〇〇〇-〇、地目、台帳、現

況ともに田、990平米外2筆、合計3筆、1,219.81平米につきまして適格者の承認を受けるものです。

以上1件です。よろしくお願ひします。

議 長

それでは、議案番号第100号につきまして、現地調査をしていただきました委員さんの意見をお願いしますということで、私のほうから説明申し上げます。

先日、芳川の窪田委員さんと一緒に見てまいりましたが、場所的には下二子橋を東のほうへ渡った農業地区でございます。照会の3筆ともきれいにそれぞれ管理して、中にはビニールハウス等もありましたし、頑張って耕作しておりましたものですから、問題ないというように見てまいりました。

それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

はい、どうぞ。

上條信委員

ちょっと教えてもらいたいが、登記簿上は宅地というのがありますよね、2番目の筆。現況は田んぼというので、この相続の納税猶予というのは現況でやるわけかい。

議 長

お願いします。

長田主査

すみません

この当該地なんですけれども、実は〇〇〇-〇の一部のような形で、当初きれいに形を整えるために、もともとほかの人の土地だったんですけれども、それを交換して、ここを1枚の農地として使うような形で現在やっています。

実際に登記の地目が宅地であったとしても、〇〇〇-〇と一緒に農地として使っていて、現況を見ても、農地ということが明らかであったので、今回、こちらのほうを本人もそのまま農地として使うことを希望して、申請したところになりますので、お願いいたします。

上條（英）委員

すみません、ちょっと教えてもらいたいですけれども、そういう場合、これ、宅地で、納税猶予が終わって、今度税金払うときには、登記上の宅地で税金がかかるのか、田んぼとして税金がかかるのか、教えていただければ

議 長

はい、どうぞ。

長田主査

あくまでも判断は資産税課になりますが、現況主義ですので、現況が畑であれば、そのまま畑の課税になります。今回、この方のところも、現況が畑ということで、課税は畑となります。

議 長 　　いいですかね。

上條（英）委員　わかりました。

議 長 　　ほかにございましたら。

[質問、意見なし]

議 長 　　それでは、ご意見等がないようでございますので、集約したいと思います。
議案番号第100号につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の
挙手を求めます。

[全員挙手]

議 長 　　全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。
それでは、続きまして議案番号第101号から102号、引き続き農業経営
を行っている旨の証明願承認の件、2件について上程いたします。
それでは、事務局から説明を求めます。
大内主査、お願いいたします。

大内主査 　　お願いします。
それでは、議案書の5ページをごらんください。
引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件です。
議案番号101号です。桐にお住まいの〇〇〇〇さんが桐2丁目〇〇〇、
地目、台帳、現況ともに畑、139平米外5筆、合計6筆、1, 241.
14平米につきまして承認を受けるものです。
なお、〇〇さんの相続税の納税猶予は平成26年2月9日から開始してい
ます。
続きまして、議案番号第102号です。内田にお住まいの〇〇〇〇さんが
内田〇〇〇〇ー〇、地目、台帳、現況ともに田、412平米外7筆、合計
8筆、8, 245平米につきまして承認を受けるものです。
なお、〇〇さんの相続税の納税猶予は平成17年2月24日から開始して
います。
以上2件です。よろしく申し上げます。

議 長 　　それでは、議案番号第101号でございます。地元の委員さんの意見をお
願いしますということで、桐でございます。青木委員さん、お願いいたし
ます。

青木委員 　　場所的には、信州大学の西側のあたりのところですか。東西に大きいところ
と、それから南北に少し小さく、要は全部1枚でつながっている畑でして、
南北に半分、リンゴの木がきれいにずっと植わっていて、半分は畑で使っ

ていまして、松本一本ねぎと大根がまだ残っておりました。東側のほうのところにはハウスがあって、もうほとんど野菜が終わっているというところでございます。

そんなことで、特に問題ないと思って見てまいりました。
以上です。

議長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 それでは、ないようでございますので、議案番号第101号につきまして、原案どおり許可することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。それでは、続きまして議案番号102号でございます。地元の意見ということで、寿でございますので、上條萬壽登委員さん、お願いいたします。

上條（萬）委員 先日、内田の伊藤委員と一緒に見てまいりました、申請地、全ての農地について、耕作をしていることを確認しました。

議長 それでは、他の委員さんで本件について質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 それでは、ないようでございますので、集約したいと思います。議案番号第102号につきまして、原案どおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。それでは、続きまして報告事項に入りたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。大内主査、お願いいたします。

大内主査 お願いします。

それでは、議案6ページからの報告事項です。全て書類等完備しておりましたので、事務局専決事項により処理しましたので、よろしくお願

ます。

6 ページ、(1) 非農地証明の交付状況の件、3 件です。続きまして、7 ページから 8 ページ、(2) 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知の件、9 件です。9 ページ、(3) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の件、9 件です。10 ページ、(4) 農地法第 4 条の規定による届出受理の件、3 件です。11 ページから 13 ページ、(5) 農地法第 5 条の規定による届出受理の件、16 件です。

以上報告します。よろしく申し上げます。

議長 それでは、ただいまの報告事項につきまして質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

上條信委員 すみませんが、6 ページの 2 番目の〇〇さん。これ、非農地はいいんだけども、3 反 5 畝って非常に大きな面積なんだけども、非農地にするには、それなりの内容があると思うんだけども、どういう状況だったか、ちょっと教えてもらえるかい。

議長 お願いいたします。

齋藤係長 この場所は、〇〇〇〇というところですか。旧村の時代に、この申請地一帯を、畜産、養鶏等の農業用施設を整備したところですか。現況が農業用施設であって、地目変更の要望がありましたので、非農地という扱いをさせていただいたものです。ちなみに、農業振興地域ですので、地目が変更されたとしても、現在の農業用の用途以外には開発ができない場所だということをおし添えます。

議長 それでは、ほかにございましたら。

[質問、意見なし]

議長 それでは、ないようでございますので、こちら報告事項につきましては、事務局説明のとおり了解いただきたいと思います。と存じます。

すみません、ここでしばらく休憩ということでお願いいたします。

(休憩)

議長 議事を再開したいと思います。

それでは、続きまして議案書の別冊をごらんください、議案番号第 103 号、農地利用集積計画の決定の件について上程いたしますが、先に、事務局から発言を求められておりますので許可します。

板花補佐 部会長。

議長 はい。板花補佐

板花補佐 すみません、議論に入る前に、10月1日付で人事異動がありまして、前任者、古田主事にかわりまして、新しく川嶋主事が着任しております。自己紹介がてらお願いしたいと思います。

川嶋主事 お疲れさまです。

10月1日付で農政課に配属になりました川嶋と申します。古田の後任となりましたので、これから、まだまだわからないことがたくさんあるんですが、頑張っていきたいと思いますので、皆様のご指導をいただければと思います。よろしくお願ひいたします。（拍手）

議長 それでは、改めまして、議案番号第103号、農用地利用集積計画決定の件について上程いたします。

本件は、農業振興部会に内容審査を委託しておりますので、農地部会ではその審査報告により決定をするものでございます。

それでは、農業振興部会長より内容審査の報告をお願いいたします。

松村（農政課） 議長。

議長 はい、どうぞ。

松村主査 農政課担い手担当、松村です。よろしくお願ひいたします。

1カ所訂正がございますので、よろしくお願ひいたします。

ページ番号1ページをお願いいたします。

協議事項1、議案第105号、農用地利用集積計画の事前内容審査、番号の3番、新規で里山辺の〇〇〇〇番地の田でございますけれども、経営面積の欄でございますが、「2万8,428平米」の表記がございますが、こちらのほうを「ゼロ平米」に、「ゼロ」へ変更をお願いいたします。

番号3番の新規、里山辺〇〇〇〇番地の関係でございますが、経営面積を「2万8,428平米」から「ゼロ」へ変更をお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

以上です。

議長 それでは、振興部会長、お願ひいたします。

田中農業振興部会長 それでは、ご報告をいたします。

別冊の5ページをごらんください。

先ほど開催されました農業振興部会において、議案第103号、農用地利用集積計画の決定の件について事前内容審査を行いましたので、報告いたします。

一般分については、24筆、3万5,682平米で、内訳は、貸し付けが11人、借り入れが12人でありました。円滑化事業分は、75筆、10万7,083平米で、内訳は、貸し付けが41人、借り入れが20人でありました。経営移譲は、8筆、9,640平米、所有権の移転は、5筆、1万4,924平米、第18条2項6号関係は、1筆、3,934平米、農地中間管理権の設定は、3筆、4,065平米。

以上の件につきまして、農業振興部会では事前内容審査の結果として、原案どおり問題なく決定すべきものとして意見集約いたしましたので、ご報告いたします。

議 長

それでは、農業振興部会長からの内容審査の報告をいただきましたので、その報告に従って集約いたします。

議案番号第103号について、原案どおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議 長

全員賛成ということで、本件は原案どおり決定いたします。

それでは、続きまして議案番号第104号でございます。農用地利用配分計画案の承認の件について上程いたします。

本件は、農業振興部会に内容審査を委託しておりますので、農地部会ではその審査報告により決定するものでございます。

それでは、農業振興部会長より内容審査の報告をお願いいたします。

田中農業振興部会長 同しく別冊の6ページをごらんください。

同しく農業振興部会において、議案第104号、農用地利用配分計画案の承認の件について事前内容審査を行いましたので、報告いたします。

農用地利用配分計画については、3筆、4,065平米でありました。

以上の件につきまして、農業振興部会では事前内容審査の結果として、原案どおり問題なく決定すべきものとして意見集約いたしましたので、ご報告いたします。

議 長

ありがとうございました。

農業振興部会長からの内容審査の報告をいただきましたので、その報告に従って集約いたします。

議案番号第104号について、原案どおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議 長

全員賛成ということで、本件は原案どおり決定いたしました。

ありがとうございました。

それでは、続きましてその他について、事務局から説明をお願いいたします。

齋藤係長、お願いいたします。

齋藤係長

それでは、私のほうから何点かお願いしたいと思います。

まず1つが、先ほどの定例会で説明させていただきましたけれども、別段面積の関係でございます。

昨年から別段面積の決定につきましては、農地部会で審議をして決定するというようなことになってございます。先ほども説明しましたけれども、担当、該当地区のある委員の皆さんには、筆の詳細と、位置図をお渡ししてございます。それを11月、来月のこの部会の協議事項ということで、協議をして行きたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

次に、先ほど会長からも話がありましたけれども、今、梓川で営農型の太陽光の相談が来ています。資料を整えば、11月の部会で皆さんにお示しできると思っておりますけれども、営農型というようなことがありますので、まず最初に、この部会で協議をしていただいてから、申請議案として考えておりますので、その際は、よろしく申し上げます。

次に、来月の日程でございます。

農地部会、11月30日木曜日、3時から、この第2委員会室で予定してございます。

農地転用の現地調査です。11月21日火曜日、8時50分までに事務局へ集合してください。当番委員につきましては、17番の古沢明子委員、19番の丸山敏郎委員でございます。古沢さんからは承諾を受けておりますが、丸山委員さん、どうでしょうか。

丸山委員

すみません、予定が入っております。

齋藤係長

わかりました。

次に20番の赤羽委員さんですけれども、11月21日ですが、予定はどうでしょうか。

赤羽（米）委員

2時過ぎから予定が入っておりますが、それまででしたら。

齋藤係長

大丈夫ですかね。

赤羽（米）委員

大丈夫かな。

齋藤係長

わかりました。もし、駄目な場合は事務局のほうへ連絡ください。

赤羽（米）委員

はい。

齋藤係長

では、古沢さんと赤羽さんでお願いします。

議長 それでは、以上をもちまして本日の案件は全て終了いたしました。
議長を退任させていただきます。ご協力ありがとうございました。

12 議長退任

13 閉 会 赤羽農地部会長代理

農地部会長

議事録署名人 14番

議事録署名人 15番

平成29年10月

農業振興部会議事録

松本市農業委員会

平成29年10月 松本市農業委員会 農業振興部会 議事録

- 1 日 時 平成29年10月30日（月）午後3時20分から午後4時15分
- 2 場 所 議員協議会室
- 3 出席委員 27人
- | | | |
|-----|-----|----|
| 1番 | 田中 | 悦郎 |
| 2番 | 萩原 | 良治 |
| 3番 | 三村 | 和弘 |
| 4番 | 荒井 | 和久 |
| 5番 | 伊藤 | 素章 |
| 6番 | 竹島 | 敏博 |
| 7番 | 百瀬 | 芳彦 |
| 8番 | 波場 | 秀樹 |
| 9番 | 窪田 | 英明 |
| 10番 | 前田 | 隆之 |
| 11番 | 丸山 | 寛実 |
| 12番 | 忠地 | 義光 |
| 13番 | 橋本 | 実嗣 |
| 14番 | 百瀬 | 文彦 |
| 15番 | 上内 | 佳朋 |
| 17番 | 百瀬 | 秀一 |
| 18番 | 竹内 | 益貴 |
| 19番 | 小林 | 弘也 |
| 20番 | 小松 | 誠一 |
| 21番 | 三村 | 晴夫 |
| 22番 | 波多腰 | 哲郎 |
| 23番 | 河野 | 徹 |
| 24番 | 百瀬 | 貞雄 |
| 25番 | 中島 | 孝子 |
| 26番 | 金子 | 文彦 |
| 27番 | 波田野 | 裕男 |
| 28番 | 北川 | 和宏 |
- 4 欠席委員 1人 16番 細田 範良
- 5 部会長挨拶 田中農業振興部会長
- 6 会議の成立 農業委員会等に関する法律第21条3により成立
- 7 議長就任 松本市農業委員会部会規則第3条により田中農業振興部会長が議長に就任

8 議事録署名委員の指名及び書記の任命

〔議事録署名委員〕 3番 三村 和弘 委員
4番 荒井 和久 委員
〔書記〕 青柳主事

9 協議事項

- (1) 農用地利用集積計画の事前内容審査について
- (2) 農用地利用配分計画案の事前内容審査について

10 その他

平成29年度意見書の反省について

11 出席職員	農業委員会事務局	局長補佐	板花 賢治
	〃	主 事	青柳 和幸
	農 政 課	主 査	松村 豪治
	〃	主 事	川嶋 遥
	西部農林課	主 査	上條 裕之

12 会議の概要

議 長

それでは、協議事項に入ります。

初めに、協議事項1、農地利用集積計画の事前内容審査ですが、本件は協議会において事前の内容審査を付託された議案第103号について審査を行います。

初めに、利用集積計画に載っている新規就農者について事務局から説明をし、その後、農政課から一括して説明をお願いします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

青柳主事。

青柳主事

お世話になります。農業委員会事務局の青柳です。

今回利用集積計画に載っている1名の方の新規就農者につきましてご説明いたします。

議案の末尾、7ページをごらんください。

今月の新規就農者ですが、整理番号1番、〇〇〇〇様になります。ご住所は波田になりまして、ご年齢が69歳、農地につきましては、波田地区での取得となります。

栽培予定品目は水稻という形でいただいておりますが、議案の3ページ、42番、こちらが該当の議案となりますが、そちらは作物名が野菜となっております。こちらは、新規就農届け出では、当初、田んぼで水稻をつくる予定でしたけれども、当該農地に野菜と水稻を両方づくり、それを販売していこうというご意向で利用集積計画の申請書を提出されてました。その結果、齟齬が出てしまいました。それぞれ野菜、水稻と書いてありますが、

双方つくる予定ですので、ご承知おきをいただければと存じます。

それから、経営規模は31アール程度、また、農業従事者予定人数2人ということで、ご本人と奥様のお2人で農業をする予定です。

それから、農産物出荷等を行う営農で、今後、規模拡大を目指すということでお話をちょうだいしております。

農業経験につきましては、波田地区にて3年ほど水稻等の栽培経験あるということでお話をちょうだいしております。

それから、補足になりますが、水稻、ネギ、タマネギ、ナス、トマト等をJAなどに出荷するご予定で、販売額100万円から150万円を目指して営農します。

通作等につきましては、ご自宅から農地までの間、約1キロ程度、軽トラや耕運機はご自身で所有をしているとのことでした。

なお、こちらにつきましては、居住地区及び農地の所在地区の委員ということで、森田委員と波多腰委員からご署名をいただいておりますので、あわせて報告させていただきます。

新規就農についての説明は以上になります。

議長

ご苦労さまでございました。

それでは、農政課から一括して説明をお願いいたします。

川嶋主事。

川嶋（農政課）

農政課の川嶋と申します。よろしくお願ひいたします。

着座にて説明いたします。

議案の1ページをごらんください。

協議事項1、議案第103号、農用地利用集積計画の事前内容審査。

内容については、以下をごらんいただければと思います。

特記事項がございますので、3ページをごらんください。

先ほどの新規就農者ですが、こちら、3ページの表の一番下の42番になりますので、またご確認いただければと思います。

続きまして、4ページをごらんください。

一番下の第18条2項6号関係分の中の受人名、○○○○○○○○○というところがございますが、こちら、正式には○○○○○○○○○○○○○○○です。以前皆様に認めていただいている会社でありまして、既に解除条件付で5,179平米利用権設定されています。会社の説明をいたしますと、波田に住所を置く会社で、代表者は○○○○さんです。定款によりまして、農作物の生産、加工、販売や農機具の設計、製造、また農作物の生産システム、流通システムの整備研究等の事業を営んでいます。作物は小玉スイカを栽培しています。

それでは、5ページをごらんください。

合計欄読み上げます。

すみません、面積と筆数の掲載が前回の議案の掲載と反対になっていますが、これはまた次回から修正いたしますので、ご了承ください。

一般分、面積3万5,682平米、貸し付け11人、借り入れ12人、筆数24筆。

円滑化事業分、10万7,083平米、貸し付け41人、借り入れ20人、75筆。

経営移譲分、9,640平米、貸し付け1人、借り入れ1人、筆数8筆。

所有権の移転、1万4,924平米、貸し付け3人、借り入れ4人、筆数5筆。

第18条2項6号関係、3,935平米、貸し付け1人、借り入れ1人、筆数1筆。

中間管理権の設定、4,065平米、貸し付け2人、借り入れ1人、筆数3筆。

合計17万5,328平米、貸し付け59人、借り入れ39人、筆数116筆。

当月の利用権設定のうち認定農業者への集積、73筆、面積が10万5,998平米、集積率が72.26%となります。

協議事項1については以上になります。

議長

ご苦労さまでした。

地元の委員の方で、新規就農者について何か補足ありますか。

[質問、意見なし]

議長

それでは、ほかの委員の方で、何か質問、ご意見等ありますか。

百瀬（文）委員

すみません、教えていただきたいのですが、1ページ3番、〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへ利用権設定になりますけれども、こちらのお二人は親子で、お父さんから息子へ貸借することになります。〇〇〇〇さん自身は農地を所有していないのですが、経営面積が2万8,000平米ほどとなっている。この分は〇〇〇〇さんの経営面積になるかと思いますが、これでよろしいでしょうか。

議長

それでは、はい、松村さん。

松村（農政課）

農政課担い手担当の松村と申します。よろしく願いいたします。

百瀬委員からご指摘いただいた箇所ですが、お話しいただいた通り〇〇〇〇さんの経営面積となります。今回のケースの場合、〇〇〇〇さんは権利設定を初めて行うことになるため、新規就農ということになります。

このため、申し訳ございませんがこちらの経営面積はゼロ平米としまして、ご本人に新規就農の手続きを行うよう進めていきたいと考えております。

よろしく願いいたします。

議長

よろしいでしょうか、百瀬さん。

百瀬（文）委員 結構です。

議長 そのほか、何かございますか。

[質問、意見なし]

議長 それでは、集約したいと思います。
議案103号について、原案どおり決定すべきものとして農地部会に報告することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
それでは、全員賛成ですので、議案第103号は、ただいまのとおり農業振興部会終了後、農地部会に報告いたします。
続きまして、協議事項2、農用地利用配分計画案の事前内容審査についてですが、本件は総会において事前の内容審査を付託された議案第104号について審査を行うものです。
それでは、農政課から一括して説明をお願いいたします。
川嶋主事。

川嶋（農政課） 引き続き議案の説明をいたします。
協議事項2、議案第104号、農用地利用配分計画案の事前内容審査。
農用地利用配分計画一覧表、農地中間管理権設定関係。
合計を読み上げますが、面積4,065平米、貸し付け1人、借り入れ2人、筆数3筆。
当月の利用件設定、中間管理権設定のうち、認定農業者への集積率は100%となっております。
協議事項2については以上になります。

議長 お疲れさまです。
それでは、それぞれの皆さんでご意見、ご質問等ありましたら、お願いしたいと思います。

[質問、意見なし]

議長 よろしいですか。
それでは、集約したいと思います。
議案第104号について、原案どおり決定すべきものとして農地部会に報告することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、議案第104号は、ただいまのとおり農業振興部会終了後、農地部会にて報告することといたします。

以上で議事を終了いたします。

その他として、平成29年度市長意見書の反省について行います。

それでは、平成29年度市長意見書の反省について、事務局から説明をお願いいたします。

青柳主事。

青柳主事

それでは、その他として、平成29年度市長意見書の反省になります。

初めに、ことしの3月から先日の懇談会まで、皆様にお力添えいただき、ありがとうございました。

今回の意見書の提出と懇談会を、今後に向けてどのようにつなげていくか、そういったことも含めて反省会ができればと思ひまして、今回企画いたしました。

最初に確認をしたいのですが、通知に資料として懇談会の資料をお持ちくださいとお願いしましたが、お持ちになられていませんか。もし忘れたという方がいらっしゃいましたら、若干予備がございますので、今、お渡しいたします。

ありがとうございます。

では、先に進めます。今回の反省会ですが、市長意見書懇談会において内容の深掘りをできなかった部分もありましたので、第2回の懇談会をやるのはどうか、という話が挙がっております。以前の農振部会でもお伝えしましたとおり、11月以降、各担当の職員とも一緒になって、農政のことを話し合っていこうと企画をしましたので、意見書の内容を深めつつ意見交換ができればと考えております。そこで、皆さんからここが知りたい、話したい等のお話を頂戴して、今後の話し合いのテーマを。これが本日の趣旨になります。意見書の中でどの部分を深掘りしたいか、どんな件の話をしていきたいか。特に農林部長も交えた懇談会の中ではどのテーマがいいか、そこら辺のご意見をちょうだいしたいと思います。よろしく願いいたします。

議長

ご苦労さまでした。

それでは、本日配付の資料について、板花補佐から説明をお願いします。

板花局長補佐

机の上に松本市土地改良事業補助金交付要綱という資料をお配りしております。その内容について説明させていただきます。こちら、悪条件農地対策と、放置樹園地の廃園化対策の両方にかかわる内容となります。

初めに、耕地林務課に確認したところ、毎年、市の単独事業として予算を確保しており、総事業費に対して補助率10分の6としております。

1枚めくって、市単事業、県単事業、団体事業等ありますが、2枚目に市単事業があります。1番から8番までそれぞれのメニューがあり、5番と6番のところは今回の市長意見書に関係する部分となります。

耕地災害のようなことがあると、5番、6番の予算は減ってくるかもしれませんが、事前に廃園にしたい樹園地がある、小規模な土地改良を行いたい農地がある、というお話がもしありましたら、早目に耕地林務課の窓口にご相談をいただければ、対応できる可能性があるというお話です。

ただ、申請する場合は2つ以上の任意組織で申請をする必要があるとのこと。希望がある場合は個別にご相談いただきたいということですので、あらためてご紹介をさせていただきます。

以上です。

議長

ありがとうございました。

今、補佐がおっしゃったとおりなんですが、5番、6番については任意の団体二つがチームを組んで使うことができ、市単ですので、労務費等での10分の6の関係についてもその数字ではない結果になる可能性もあるから、もし遊休荒廃地で困ったときには、相談をしろということでもあります。運用は楽で使える可能性もありますので、耕地林務課をはじめ、検討していただいて、限りなく自己負担を少なくすることができるようですので、その辺も頭の隅へ入れていただければと思います。これも懇談会等の結果の1つだと思います。

追加資料について何かありますか。

では、三村さん。

三村（晴）委員

6番の荒廃樹園地の関係ですけれども、過去にも樹園地をつくる時に、国の補助事業とあわせて市から補助金もらっていました。それを荒廃地として、一度補助金を出したところを、補助金でまた実施するのは如何なものか、という話もあったけれども、その辺りは、現状の中では大丈夫ということによろしいですかね。

板花補佐

補助金を活用して樹園地整備をしたときに、一番ネックは国庫補助事業で、耐用年数がどれだけあって、補助金返還が出るかどうかということもあります。トレリスの耐用年数が切れていて、補助金返還する必要がないということであれば、市単事業を上塗りで活用することはできると思いますので、廃園化対策にあたっては、大丈夫だと思います。

議長

よろしいですか。

三村（晴）委員

はい。

議長

それでは、他によろしいでしょうか。

[質問、意見なし]

議長 それでは追加の説明ということで、今、補佐にお願いしましたけれども、当日の内容から、もう少し深掘りしていかないといけない内容、それぞれ感想も含めてありましたら、お願いしたいと思います。

それでは、板花補佐。

板花局長補佐 それではおさらいということで、私から概要を説明します。その後にご意見をいただければと思いますので、よろしくをお願いします。

まず、意見書の本冊資料をご覧ください。まず1-1、新規就農者と農業後継者の確保・育成から確認します。

要点は3つありまして、新規就農者は農地は見つかるが、住むところなかなか見つからないという点、こちらは10月に建設部に総合窓口を設置したとのことです。官民一体となって空き家調査を実施して、データベース化するそうで、農政課もこれに参画していきたいということです。地元の情報提供においては、農業委員さんもお協力いただきたいという回答でございました。

それから、親元就農の関係は、新聞情報では77%が資金確保に苦労しているということで、庁内において新規事業を検討していて、親元就農への支援策事業化に向けて努力していきたいということでございました。

集落営農の関係は、農政課に全部で60程度の事業があり、そのうち40の事業がホームページで確認できるようになっていますが、活用していただけるように農業者へのPRに努めるという回答でございました。

松本市として、独自性を持った施策を展開してほしいということでお願いをしたところでございます。

以上の対応でございますが、何か議論が足りないようなことがありましたらということでお願いします。

議長 それでは、1番目の項目、補佐が総括していただきましたけれども、何かありますか。

波田野さん。

波田野委員 新規就農者の住宅のことで、ボロボロの空き家に入ってやっている人がいるけれども、すき間風が入るとか、床が抜けそうとか、ハクビシンが入って天井が荒れてしまっているとか、かえってプレハブを貸す方がいいような家もあるんですね。ですので、プレハブを簡易で農地に置くとか、そういうものを借りる時の補助とか、あるいは買うときの補助とか、そういうものを用意したほうがいいところもありますので、検討したほうがいいのではないかと思います。

議長 そうですね。農地と住宅をうまくセットで、という趣旨がああときの意見で、今、波田野さんがおっしゃったとおりの現状があるので、空き家です

ぐにリンクすることはできないよ、ということになると思います。

考えてみて、これからどういうふうにしていくか、これから予算がつかないといけない項目等いろいろとありますので、今後、担当職員にも出席してもらって、実情を把握しながら、我々の要望を意見書に乗っ取った内容で聞いていただく。また、お互いに接点を見出していくという内容になってくるとと思います。6項目をどういう順序でやるかということは、板花補佐、どうですか。

板花局長補佐

そうですね、実は部長も、中途半端で議論を深められずに時間切れで終わっている状態ですから、もう少し議論を深めたいところを絞って、2つ、多くても3つくらいにして、定例会か農業振興部会の中で二、三十分程度時間をいただいて、部長や課長が出席する中で、再度お互いに意見交換をしていきたいと要望を受けています。ポイントを絞って詰めていきたいということでお願いしたいという話ですので、総括的に反省をする中で、その内容を議論するか、もう少し詰めて結論を出したいと思います。よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございます。この6項目ですが、今、一項目から検討を始めましたけれども、まずは1回、12月か1月頃ですかね、部長にも出席していただいて、深掘りをしたい。深掘りする内容について、きょう絞ってもらいたい。数は2つか3つということですね。それぞれ当日の感じの中で、部長と深掘りする内容について振興部会で方向を出してもらいたいということですが、百瀬秀一さん、どうですか。

百瀬（秀）委員

検討するには、今、一番困っている課題2つくらいがいいと思います。鳥獣害と荒廃樹園地とか、そういうものの方が向こうもわかりやすくいいと思います。

議 長

今、百瀬さんから鳥獣害と樹園地の荒廃で1回目の深掘りをしたいとご提案いただきましたが、はい、小林さん。

小林委員

感じたことですがけれども、部長さんは何かブランド化をし、6次産業化をして、とにかく松本を売り込みたいという意識が強いような気がして、そこを掘り下げたいような雰囲気を感じました。

それから鳥獣害ですが、個体を減らしても仕方ないという意見が全国的に出てきていますので、鳥獣害の生態を研究して、それをもって対処していく方法を考えないといけないという話が近頃出てきています。鳥獣害も専門的な話で掘り下げていく必要があるのではないかなと思います。

議 長

ありがとうございました。

今、ブランド化も部長が意識的に強いようだというお話もありましたが、それ以外にほかのものは言うてはいけないとか、そういうことはないと思

います。地域の要望の中で、積み上げでいって意見書としましたが、それで終わりにせず、引き続き議論をする。今、その中から3点、鳥獣害、荒廃樹園地対策、それと松本ブランドということで、挙がっています。意見書の回答に対して今度は我々がこういう回答だ、こうしたほうがいいという流れになってくると思いますが、皆さんから意見をちょうだいする中で、深掘りする内容を詰めながら、そういう営みを方向付けをしながら振興部会でしていきたいと思えますが、ほかに何か意見ございますか。

河野さん。

河野委員

先ほど荒廃樹園地対策というお話が出ましたが、遊休荒廃農地の対策と同様の対応になろうかと思えますので、荒廃樹園地と遊休荒廃農地対策をやったらいかがでしょうか。意見書の答えだと、少しピントがずれていて、きょう、再度要綱を配っていただいて、相談すれば受益者負担金額も少し何とかなるというニュアンスのお話を事務局からいただきましたが、そういうのは本当にできるのかどうか。耕地林務課で言っている相談の余地があるというのは、自分たちで汗をかけば、その分をお金に勘定して、受益者負担の中に計算できるという意味合いではないかと思うわけですが、その辺りも不明確で、本当に相談に行けば、受益者負担を低くしてくれるのかどうか、その辺も深掘りをしてもらいたいと思えます。

議 長

ありがとうございます。

では、その3点が当面取り込む内容ということで、回答を踏まえた中で、振興部会でもう一度内容についての精査をして、その後、部長や課長に出席いただいて、ディスカッションなり意見交換をするという流れになるかと思えますが、事務局、どうですか。

板花補佐。

板花局長補佐

それでは、方向性として3点に絞っていただき、悪条件農地、放置樹園地の廃園化も含めた土地の関係、それから鳥獣害ですね。また、松本ブランドということで、田中部会長のおっしゃったとおりの方向性でまとめとします。

具体的にどうやって市と農業委員会がうまく歯車をかみ合わせて、いい方向に持っていくか、建設的な話ができるようにやり方を検討しながら、もう少し中身のある前向きな議論ができるような形で考えていきたいと思えますので、よろしくお願ひします。

議 長

ご苦労さまでした。

今、事務局から案が出されましたが、そんな方向で進めたいと思えますので、またよろしくお願ひいたします。

もちろん第2弾、第3弾と続けてあると思えますので、またその対応の際にはご協力をよろしくお願ひしたいと思えます。

それでは、その他にありませんでしたら、これで協議事項を終了させてい

ただきます。ありがとうございました。

13 議長退任

14 閉 会 河野部会長代理

農業振興部会長

農業振興部会長

議事録署名人 3番

議事録署名人 4番
